



おおたま

No.58

平成17年8月発行

発行／大玉村議会 編集／議会広報編集特別委員会 TEL0243(48)3131 FAX0243(48)3137



福島県緑の少年団大会

6月定例会で決まったこと 2面

請願・陳情 5件の請願・陳情 3面

緊急質問 4面

一般質問 ここが聞きたい7名が登壇 4～7面

議員発議 複式学級の学級編制基準の引き下げを求める意見書他4件提出 8～9面

安達地方議員大会開催 10面

6月定例会開催

6月定例会は、16日から21日までの6日間の会期で開かれ、条例の一部改正関係2件、補正予算6件、報告1件、合計9件について審議しました。

最終日には、議員発議による「大玉村が本宮町、白沢村と合併することの賛否を問う住民投票条例の制定について」の議案が提出され、審議採決の結果、賛成少数で否決となりました。

また、緊急質問が1件、一般質問では、7名の議員が登壇し、各種行政課題に対し村の考えを質しました。

大玉村

国民健康保険税の一部を改正する条例

平成十七年度国民健康保険事業の運営にあたり、所要額を確保するための国民健康保険税の按分率の改正と、本年度の税制改正に伴う条例の改正。
応能・応益の賦課割合は、応能五十四％、応益四十六％で昨年同様。

大玉村

堆肥センター条例の一部を改正する条例

堆肥センターの健全な運営を図るために、コンテナ使用料を徴収するよう改正するもので、コンテナの一回の搬入につき千円を徴収するもの。

●議会推薦の農業委員2名を次のとおり決定しました。

佐々木 市夫氏
(議会議員)
遠藤 由美子氏
(玉井字相ノ沢)

三二解説



●専決処分とは

町村長が議会に代わって意思決定を行うことで、専決処分をすれば、議会が議決したのと同じ法律効果を発生する。この専決処分には、二つの場合があり、地方自治法の規定によるものと、議会の委任によるものがある。

●応能割とは

所得（所得割）及び資産（資産割）に対して賦課される割合のこと。負担能力に応じて納税していただくとの考え方による。

●応益割とは

加入世帯員（均等割）及び世帯（平等割）に対して賦課される割合のこと。加入世帯とその世帯の加入者数に応じて納税していただくとの考え方による。

補正予算

今期定例会には一般会計のほか、特別会計四件、企業会計一件の合計六件の補正予算が提出され、審議の結果いずれも原案のとおり可決されました。

各会計の補正額は、左の表のとおりです。

会 計 名	補 正 額	補正後予算額
一般会計	1,728万円	32億3,169万円
国民健康保険特別会計	3,434万円	7億4,199万円
アットホームおおたま特別会計	組替えによる補正	1億3,243万円
老人保健特別会計	4,374万円	7億9,679万円
農業集落排水事業特別会計	428万円	1億3,054万円
水道事業会計（収益的支出）	600万円	1億7,453万円

請願・陳情一覧表

●6月定例会に提出された請願

件 名	提 出 者	付託委員会	審査結果
全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願	大玉村大山 大玉村農業を守る会 会長 三瓶良知	産業建設	採 択
複式学級の学級編成基準の引き下げを求める請願書	福島市上浜町 福島県教職員組合 中央執行委員長 住谷圭造 ほか1名	厚生文教	採 択
30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める請願書	福島市上浜町 福島県教職員組合 中央執行委員長 住谷圭造 ほか1名	厚生文教	採 択
義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める請願書	福島市上浜町 福島県教職員組合 中央執行委員長 住谷圭造 ほか1名	厚生文教	趣旨採択

●6月定例会に提出された陳情

件 名	提 出 者	付託委員会	審査結果
国に、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情について	二本松市毘沙門堂山 福島県学校事務労働組合 執行委員長 阿部靖彦	厚生文教	趣旨採択

臨 時 議 会

●4月21日

議案番号	件 名	内 容	結 果
議案第34号	大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、大玉村税条例の改正個所について、条例改正の専決処分の承認を求めるもの。	可 決
議案第35号	住民訴訟における応訴費用の公費負担について	平成9年10月に提訴された住民訴訟について、最高裁判決がだされ、被告勝訴が確定したことにより、応訴費用の公費負担について、議会の議決を求めるもの。	可 決
議案第36号	大玉村名誉村民の推戴について	斎藤良夫氏の功績を称え、名誉村民として推戴するため、名誉村民条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。	可 決
議案第37号	平成17年度大玉村一般会計補正予算について	名誉村民推戴に伴うもの、住民訴訟における応訴費用の補正を行うもの。	可 決

●7月14日

議案番号	件 名	内 容	結 果
議案第46号	平成17年度村道神原田・馬尽線道路改良舗装工事請負契約について	村道神原田・馬尽線の大山字谷地地内高速道路カルバートボックス東側から国道4号までの道路改良舗装工事の請負契約締結に際し議会の議決を求めるもの。	可 決

緊急質問

[大戸隆議員]

大玉村の借金八十億円他について

問

さる六月十六日の新聞折り込みの中で、「みらい」発行者未来を考える会代表渡辺喜平治氏に掲載された、大玉村の借金八十億円その他の数字に疑問がもたれる。私の試算ではそんなにはないと思うが、チラシを読んだ人達が何人か私の家を訪ね、村の財政はどうなっているのかと質問が相次いでいる。村民は不安と疑問に動揺しているが、正確な数字と正当性を伺う。

答

「みらい」の会報の借金八十億円と書かれているが、現在十六年度の決算を取りまとめ、六十七億七千三百万円である。内訳は一般会計三十七億八千八百万円、特別会計二十六億五千二百万円、債務負担行為三億三千三百万円となっており、八十億と六十七億七千三百万円ではかなりの開きがあると考えている。次に、「みらい」では、十七年度の予算総額三十二億四千四百万円とあるが、村が公表している十七年度の予算総額は、五十五億四千

六百万円である。「みらい」の数字は一般会計のみと考えるが、予算となると当然特別会計も含まれる。自主財源は「みらい」では六億五千四百四百万円で、村長から区長までの人件費が九億八千八百万円で不足額二億六千四百四百万円とあるが、村の自主財源は、十二億四千四百万円である。人件費九億八千八百万円はその通りであるが、自主財源から人件費を差し引くと二億二千二百四百万円の超過額となり、「みらい」の数字は違うといえる。自主財源とは、村税だけではなく、分

担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入等が入る。その他、村税のほかに国税と所得税あるいは、消費税等を日々生活の中で国税を納めている関係で、法律に基づいて一定の割合で交付され、今年度は十二億五千万円を計上している。このような実態であるので、健全財政運営というようなことで、執行していく。村民の多くの方々の不安に対して解消して頂くため、私をはじめ議員の皆様方にもよろしくお願い申し上げます。

[村長]

一般質問

農業施設と事業の連携について

問

大玉村の基幹産業は農業であり、村内には堆肥センター、農産加工施設、ふれあい広場がありますが、これらの施設とその機能を結びつけ、特色ある農業が確立されているでしょうか。生産、加工、流通を結んで、消費者も含めた取り組みが求められていると思いますが、東京の世田谷で行う物産アピールの今後も含めてお伺いします。

答

それぞれに施設が目的を持って設置されており、連携を密にして、生産、加工、販売に今後一層の意を注いでいく必要がある。また、都市との交流事業も、農業の体験事業等も実施しており、自然と農産物等の生産出来る地域性を活かし、安全、安心な農産物の生産基地として、都市との交流深めていきたい。

[村長]



▲あだたらの里直売所

[武田悦子議員]

執行成果報告書のあり方について

問

執行成果報告書での報告は何の事業を何回行い、参加者は何人でお金をいくら執行したかというものでしかなく、事業の目的に対する到達度や残された課題、反省といったものが報告されるべきではないか。事業立案の原点に照らした自己評価こそ執行成果報告書であるべきと思うが、今後の考え方を伺う。

答

成果報告は、実施事業の内容、事業費などを明示して作成しており、把握でき得る単年度審議のものもあるが、継続的なものもあり、難しい面もあるが、住民の視点に立った行政の評価制度は今日の世勢においては、特に必要であると認識しているので、今後前向きに検討していきたい。

[村長]

外に次の質問がありました。

↓
アットホームの将来について

町村の果す役割と方向性を伺う

問 県内町村において、様々な問題を内包しつつも、

枠組みの再編が一定程度進み、町村は人口の二割、面積で六割を占めているといわれる。

自立を選択した大玉村、さらには町村の今後の進むべき方向と役割はどうあるべきと考えられるか伺う。

答 町村には町村の役割、都市には都市の役割等

が機能して国が成り立っている。都市だけで国が成り立っている訳ではない。都市偏重にならない財政配分を求め、住民の暮らしぶりのわかる、また、住民の声が届く、こういう民主主義の地方自治体を考えている。

〔村長〕

一般質問

アットホームおおたまの運営状況と今後のあり方

問 現在のバランスの状況と今後の見通しを問う。

また、運営方針は変えないのか、健全経営とはいかないと思われるが、経営方針等変える必要性がありきと考える。期会損失にならないようにしていただきたい。

答 自治法に基づいての公

の施設ということと、予算、決算の様式については、地方自治法施行令並びに、同施行規則に基づき作成しており、バランスシートは作成していない。運営方針は原則として、現在の方式を維持することが大前提であるが、この世勢の財政状況等を踏まえて、努めて一般会計からの繰入等については、少なくしていく。

〔村長〕



▲アットホームおおたま

〔鈴木善彦議員〕

社会福祉協議会の運営状況と今後の有り様

問 基金の残高等も少なく、

今後の資金調達状況も悪化していくと考える。現在のバランス状況、営業概況、今後の運営のあり方等を見た時、最悪の状況下、十分な資金手当、運営等を協議会と協議しながら健全運営に努める事。

答 社会福祉協議会は、

独立した法人であり、理事会もあり、また、下部組織として評議委員会等もあって、立派な独立した組織ですので、私が運営方針等についてあれこれ述べるということは、適切ではないと考えている。

〔村長〕

〔須藤軍蔵議員〕



▲本庁舎内

村の仕事、意識改革について

問 改革、改革と言っている

れば何か進んだに思わせる国の施策、今までの積み上げた形をぶち壊しに過ぎない。常に「村民のための仕事」を村は挙げている。異論は無い。仕事の中で決まり、決まりが本当に住民の立場になっているだろうか。単なるスローガン化していないか。村執行部、幹部職員、私達と取組強化を求められる。

答 私はいつも三きよう、

三徹、三改革、判断、的確、スピードということを職員にお願いをしている。かなり浸透して一生懸命努力をしていると考えている。村民福祉向上のために一層私を筆頭にして、職員にも指導し努めていかなければならないと考えている。

〔村長〕

大型店舗の開業状況について

問 本村に出店予定の大型店舗ブランド5大玉店の開業が当初予定より遅れる

との事が言われておりますが、現在においての状況と、地元からの雇用状況を伺います。

また、村内商工会の今後はどうなるのかも含め当局の答弁を求めます。

答 工事の竣工状況により、開店日の変更もあり得ると聞いている。雇用関係は、今後の店舗の建設工事の竣工状況に合わせて職種別の採用が段階的に行われると聞いている。商工会とか関連団体の意見を村として聞き、村の振興発展のためには了とすると、話をいただいている。

〔村長〕



▲大型店舗造成地

自立後の村財政について

問 自立とは国策に反する方向です。しかし自立が採択された中で、自主財源は

十分に確保されるのか、財政力指数の健全指数をどの程度の水準に設定しているのか。役場建設を目的に基金がすでに約七億二千万円が積み立てられておりますが、今後、財政難を理由に取り崩しなどがあるか伺います。

答 財政力指数〇三三八でありまして、財政力指数は地方税等の伸びにより、若干の数値の上昇は想定されると考えている。また、財政力指数を高めるべく努力していく。庁舎建設基金は、設置目的に沿って今後も運用を図っていく。

〔村長〕

〔佐藤誠一議員〕

一般質問

七十歳の人間ドック実施について

問 現在人間ドックは六十歳までですが、七十歳まで延長していただきたい。日本の寿命は、女性、男性共に更新され、今や七十歳は現役です。

介護保険改正に伴い介護施設での給食費負担、部屋代の負担、また、ヘルパーのサービスやデイサービス利用者の減少等重要な問題になると思われます。早期発見、早期治療の実践に努力し、介護認定者減少になる事を願うドックについて村長の考えを伺う。

答 昨年要望されましたので検討をいたしました。七十歳は現役の時代であり、平均寿命も延びておりますので、平成十八年度からドック年齢を拡大する準備を進めており、医療費、介護認定の関係等が軽減につながるよう期待し、実施方法について今後精査していく。

〔村長〕



▲MR検査

〔小沼清子議員〕

敬老会の祝金について

問 県では「長寿化が進み意義が薄れてきた」として今年度から八十八歳と九十九歳の祝金支給を廃止したが、

村の要綱には九十九歳の祝金支給について規定されていない。九十九歳まで長生きした事は最高の喜びとし、村独自の祝金支給ができないか。また、村の要綱を改正できないか村長の考えを伺う。

答 村としても数少ない高齢者の皆様方に長寿をお祝いする観点から、本村の要綱の見直しを行い、支給対象に九十九歳を新たに加え、八十八歳についても、金額等の見直しを行い今年度の敬老会において実施していく。

〔村長〕

外に次の質問がありました。
↓
・教育問題について
・アットホームおおたまの運営について

国道四号線沿線の開発計画について

問

一、周辺の整備計画の進捗状況や進出企業の動向及び十九年度四車線化全線開通の見通し。

二、スーパーセンター「プラント」の建設計画と村との建設協議の内容について。

三、ふれあい広場の総合的な活用策について伺う。

答

一、国道四号四車線化は、十七年度は玉貫交差点から東交差点区間七四〇m改良舗装工事と用地補償が実施されます。

二、プラントと店舗周辺の道路整備関係、国道四号景観懇談会の協議結果についての協議が行われた。

三、ふれあい広場への施設建設に直売機能と他の機能を併せた施設として、よりよい施設の建設やその後の管理運営に努める。

〔村長〕

一般質問

地方自治体の首長としての見解を問う

問

国の国債や借入金、地方の長期債務残高について、その金額と見解を求めると共に、地方交付税額は、地方の固有財源であるとして構えるのか、秦皇村のように総合行政を続ける事を一部断念しても、村で居続けるのか伺う。

答

国の国債等については、新聞等で報道の限りであり、七百五十一兆円といわれており、容易でないと認識している。国も県も地方も、合併しように合併しまいが、容易ではない。大玉のみでなく十分状況を踏まえ、村づくりをし、住民の視点に立った大切な村の執行を行っていかねばならないと考えている。

〔村長〕



▲日常保育の様子

〔遠藤文二議員〕



▲国道4号4車線化工事

〔佐々木市夫議員〕

農業の振興策について

問

一、日本一おいしいおたまの米の消費拡大策について。

二、有機農業についての所見。

三、地産地消や、学校給食に地元産の農産物導入について。

四、農業団体や組織への支援体制の見通しは。

五、後継者や新規就農者の対策について伺う。

答

一、安全、安心、環境に配慮した米を生産し有利な販売につなげる。

二、特別栽培、エコファーマーの推進を図り、実績を踏まえた時点で検討する。

三、物量の問題や端境期の対応もあるが、極力地産地消ということ で現在実施済み。

四、継続していく。

五、高齢農業者の増加と後継者不足による農業の衰退を防ぐ為にも、集落の農業をどう維持発展させるか、今後取り組む必要がある。

〔村長〕

国の少子化の現状と今後の推移について

問

大玉村の子供達も全国の子供達同様、自分も生き、結婚、子育て、そして超高齢化社会の日本を等しく背負う一因であります。少しでも軽く、背負いやすい環境にする努力こそ、今我々に課せられた責務と認識しております。そこで少子化による人口減少をどのようにとらえ、どう対応するのか伺う。

答

全国の平均は二・九人。大玉村は約二人という状況で村は活性化といえる。昔と比較すると、高学歴、晩婚化、出産という社会現象の一因であり、国策として子どもの産みやすい地域を作る必要がある。村としては子どもの産みやすい、育てやすい環境を考え、産みづらい地域にならないよう検討していく。

〔村長〕

外に次の質問がありました。

↓ 当面合併せずに自立の道について

議員発議

5件の意見書提出

複式学級の学級編制基準の引き下げを求める意見書

現在、国内及び県内でも急速に少子化が進行し、児童・生徒数の減少が学級編制の上で大きな問題となっています。山間へき地だけでなく、中心市街地においても空洞化が進み、単学年による学級編制ができなくなり複数学年による複式学級編制を余儀なくされている状況にあります。

現在の複式学級の編制基準は、小学校二・三年の場合は児童数合計八人、二・三年生以降の場合は合計十六人、飛び複式は二年を含む場合は四人以下などを基本としています。中学校でも同様の取り扱いとなっています。複数学年による学級編制は、学級担任の指導による授業時数が実質的に半分になってしまう状況にあり二人一人の教育活動を保障する上でも学級編制基準の引き下げが必要です。

今、基礎学力の向上や「生きる力」を身につける教育の充実が叫ばれています。また、急速な学級

崩壊や不登校などの課題も出

られています。福島県では、これらの諸課題を解決する一つとして、本年度から「三十人程度学級」が全学年を対象に導入されました。しかし、複式学級の学級編制基準の引き下げなどの改善は進んでいません。

文部科学省は教育基本法第十条を生かし、教育諸条件の整備確立を最優先するという立場に立ち、教育困難地域においても教育行政として直接責任を果たすべきです。

以上の趣旨を踏まえ、複式学級の学級編制基準の引き下げを早急に実施することが必要です。

提出先

- 内閣総理大臣
- 総務大臣
- 財務大臣
- 文部科学大臣

三十人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める意見書

福島県は本年四月から「三十人程度学級」が導入されました。しかし、施設整備の遅れなどで県内の市町村の対応はバラバラになっています。また、中学校における教職員配置が、学級増に伴う数と同数の配置となっており、国の基準を下回る結果となっていることや、全て講師配置の問題で課題が残っています。学級の定数改善は、本来国の責任で行うべきと考えます。

文部科学省は教育基本法第十条を生かし、教育諸条件の整備確立を最優先するという立場に立ち、教育行政として多くの国民に直接責任を果たすべきです。

以上の趣旨を踏まえられ、三十人以下学級を展望した定数改善を早急に実施することが必要です。

提出先

- 内閣総理大臣
- 総務大臣
- 財務大臣
- 文部科学大臣

国道四号福島市・郡山市区間早期完全四車化整備促進に関する意見書

国道四号は、本村の生活や経済を支える重要な路線であるばかりか、東北と首都圏の経済、文化の交流にとっても最も重要な路線である。

しかし、経済の低迷、国家財政が厳しい状況の下にあつて、公共事業の大幅な見直しが行われ、道路関係予算総額が毎年減少しているとともに、道路特定財源の見直しや使途の拡大などが検討されており、地方が切り捨てられるのではないかと強い危惧が感じられる。

国道の整備はもとより、中山間地を抱える福島県においては、地方部の道路整備が一層遅れる懸念も生じており、道路関係予算総額の減少、道路特定財源の見直しや使途の拡大は、公平な公共サービスの享受の観点からも非常に大きな問題である。

特に、低迷する地域経済の活性化とバランスある国土造り、地方と中央を円滑に結び豊かな生活の基盤を支えるためにも、必要な財源、予算を確保し積極的な道路整備が行われることが重要である。

このため、次の事項について強く要望する。

記

- 一、地方の道路整備の実情を踏まえ、道路関係予算総額の減少について早急に見直しを行い、地方の道路整備を促進するために、地方への道路予算への重点配分を行うこと。
- 二、道路特定財源を他に転用することなく、一般財源を大幅に投入し道路整備を推進すること。
- 三、国道四号福島市・郡山市区間早期完全四車化整備の促進を図ること。

提出先

- 内閣総理大臣
- 内閣官房長官
- 経済財政政策特命担当大臣
- 総務大臣
- 財務大臣
- 経済産業大臣
- 国土交通大臣
- 衆議院議長
- 参議院議長

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

平成十二年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会

制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や一人常任委員会の就任制限などの制約的規定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主

性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

提出先

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 総務大臣

全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書

一昨年末にアメリカでBSEが発生して以来、政府は「日本と同水準の検査」を要求し、輸入を停止したことは極めて適切な措置であった。しかし、アメリカ産牛肉の輸出再開を求める超党派のアメリカ上院議員は連名で駐米日本大使に対し「日本政府が速やかな輸入解禁に失敗した場合、米議会は報復の道を探る」とした書簡を送りつけ、これを受ける形で島村農相は衆院予算委員会ですべて「全頭検査は世界の非常識」「安全安心に縛られていたら、いつまでも結論は出ない」と発言し全頭検査の早期緩和を促す姿勢を示しました。

こうした中、農水省と厚生労働省は二十カ月齢以下の牛の全頭

検査見直しを食品安全委員会に諮問し、厚生労働省と農水省の二十カ月齢以下の牛のBSE検査を除外することについての諮問を承認する答申を正式決定しました。

日本では、BSE発生以来、安全対策を最優先した全頭検査の実施を軸に、特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却、生産履歴の実施をおこなってきました。こうした対策があったからこそ、牛肉の安全性に対する国民の信頼を回復させることができたのです。

私たちは、安全対策を最優先し、BSEを一掃することを基準にした日本の検査体制こそ世界に誇れるものであり、日本と同水準の検査体制の実施は当然のことだと

と考えます。

以上の趣旨から、下記事項について、その実現を図られますよう、地方自治法九十九条の規定により意見書を提出します。

記

一、全頭検査や特定部位の完全除去など、現行の検査体制を継続すること。日本と同水準の検査体制が実施されないかぎり、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続すること。

提出先

- 内閣総理大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣

行政報告

六月定例会にあたり、議会の運営に関する基準第五章第五十七に基づき、行政報告がありましたので、要約してお知らせいたします。

(六月十六日現在)

税務課

○村民税の課税総額は二億五千四百四十三万三千円。前年度比五・八六％の伸び。

○固定資産税の調定税額は四億二千二百一十萬千円。前年度比二・六％の伸び。

○軽自動車税については、課税台数が四千六百十九台。調定税額千八百四十四万三千円。前年度比二・〇八％の伸び。

農政課

○中産間地域等直接支払制度事業については、十七年度から二十一年度までの五カ年間継続実施。

建設課

○村道神原田・馬尽線道路改良舗装工事について、高速道路カルバートボックス東側より国道四号線東交差点西側間の発注事務を進めている。

○国道四号四車化整備促進につ

住民生活課

○防犯については、学校等での不審者対策として「さす股」を配置し、本宮警察署員の協力のもとに講習会を開催。

健康福祉課

○介護保険については、五月末現在の介護認定者は、二百十三名、前年比六・五％の増。

○胃がん健診については、二部医療機関を除き、レントゲン、内視鏡検査を選択受診できるよう改善。

○子育てサロンは、五月から実施し十五組の親子が参加。

○保育所・幼稚園の入所調整を図る送迎事業は、利用者が八名で四・五月の実績は四十二日稼働で、利用延べ人数百十八人。

○一人暮らし高齢者や障害者等の外出支援等にかかる送迎事業は、五月末で利用登録者十四名、送迎ボランティア二十名。

議会日誌

5月

- 16日 安達地方市町村議会議長会
- 20日 定例議員会
- 24日 全国町村議会議長会研修
- 29日 大玉村合併50周年記念式典

6月

- 7日 福島県町村議会議長会総会
- 13日 第3回 6月定例会議会運営委員会
- 16～21日 第3回 6月定例会
- 30日 南達地域振興協議会総会

7月

- 11日 第4回 7月臨時会議会運営委員会
- 13日 議会広報編集特別委員会
- 14日 第4回 7月臨時会
- 20日 安達地方市町村議会議員大会
- 22日 議会広報編集特別委員会
- 28日 議会広報編集特別委員会

ADACHI

安達地方
市町村

平成十七年度安達地方市町村議員大会が、七月二十日に安達町にて開催されました。
大会では、安達地方七市町村議会からそれぞれ議案が提出され審議されました。本村



議会からは「一般県道石筵・本宮線の整備促進について」を提出し、菊地利勝議員が提案理由の説明を行い、審議の結果、原案のとおり可決されました。
また、議員大会の後に、河崎曾一郎氏を講師に迎え、「郵政民営化国会と政局の行方」「解散・総選挙問題と無党派の動向」を演題に研修会が行われました。

議員大会開催

村政を知るよい機会です。——
お気軽に傍聴してみませんか？

次の議会は **9** 月です。

問い合わせ先…

議会事務局 TEL.48-3131 [内線270]



編集後記

夏休み真っ只中、子ども達にとっては、朝のラジオ体操、宿題、子供会、夜空に輝く蛍、花火と楽しい夏休み。

『大いなる田舎おたまた』でこの時期に、大いなる田舎を満喫してほしいものです。

大人も童心に帰り、子供と一緒に、夏休みの二日があってもいいのではないのでしょうか。
この夏『元氣な田舎』を再発見したいものです。



議会広報編集特別委員

- 委員長 ● 渡辺 泰章
- 副委員長 ● 菊地 利勝
- 委員 ● 鈴木 義一
- 委員 ● 小沼 清子
- 委員 ● 遠藤 義夫
- 委員 ● 佐藤 悟